

申請のQ&A

Q1 「乳房補整具」はどのようなものが助成の対象となるのですか。

A1 原則として胸部補整パッド、人工乳房又は補整機能付きの下着（※）が対象となります。ただし、補整パッド又は人工乳房を固定するために購入した補整機能のない下着の場合、下着だけでは助成対象となりません。補整パッド又は人工乳房と共に助成申請していただく必要があります（購入日は別日でも構いません。）。

（※）補整パッドと下着が一体になった下着。ブラジャー、キャミソール等の形状は問いません。

Q2 平成28年度に医療用ウィッグの助成を受けたのですが、乳房補整具の助成を受けることは出来ますか。

A2 令和5年4月1日以降に購入された乳房補整具である等の助成条件が揃えば助成を受けることができます。ただし、過去に乳房補整具の助成を受けた方は申請することができません。また、申請できるのは1人1回限りですので、複数購入された際は、まとめて1回で申請してください。

Q3 医療用ウィッグと乳房補整具の両方を申請しようと思います。がん治療を受けていることを証する書類は何か必要ですか。

A3 脱毛の副作用があること、乳房を切除したことの両方がわかる書類をご用意ください。（お薬手帳と手術同意書など）

Q4 インターネット通販で購入した場合も助成対象となりますか。

A4 対象となります。購入したものが、医療用ウィッグ又は乳房補整具であることがわかる領収書（本体価格と消費税額、購入者と販売者がわかるもの）を添付して申請してください。

Q5 複数の補整パッドと下着を購入しました。領収書には合計金額しか記載されていないのですが、大丈夫ですか。

A5 商品を複数購入している場合は、購入したものが全て助成対象となる乳房補整具であるかどうか（助成対象外のものが含まれていないかどうか）分かるような購入一覧表等をもらい直して添付してください。

（令和6年4月1日現在）